

筑紫野太宰府消防組合議会議員の 選挙について

筑紫野太宰府消防組規約第6条及び第7条第1項の規定により、筑紫野太宰府消防組合議会の議員を選挙する。

令和3年12月21日

太宰府市議会議長

選挙する議員の数 5人

(選挙の結果)

議 員	議 員
議 員	議 員
議 員	

(参 考)

◎筑紫野太宰府消防組規約

第6条 議会の議員の定数は、12名とし、その選出区分は次のとおりとする。

筑紫野市 6人 太宰府市 6人

第7条第1項 議員の選出は、関係市の議会の議員のうちからそれぞれの議会において選出する。ただし、議員のうち1人は当該市の消防団の長をもってあてる。

第8条第1項 議員の任期は、関係市の議会の議員及び消防団の長の任期とする。ただし、任期中にその職をはなれたときは、議員の資格を失う。